

基 発 第 132 号
昭和 62 年 3 月 12 日
最終改正 基 発 0329 第 22 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災保険における看護料算定基準について

標記については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号（最終改正：令和 4 年 3 月 29 日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和 6 年 6 月以降の看護料に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 支給基準について

- （１） 各都道府県労働局における看護料の支給にあたっては、別表に定める「算定基準」に基づいて各都道府県労働局長と管内関係者看護団体等と協定を締結のうえ支給するものとする。なお、親族又は友人による看護に対する看護料は、別表の（４）によること。
- （２） 看護料の地域区分については、看護が行われた医療機関の所在地が該当する地域区分によるものとする。また、地域区分の地域は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 に基づき人事院規則 9－49（地域手当）に定める支給地域及び当該地域に準じる地域（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1 の「人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域」）の地域区分とする。

2 割増加算について

看護料の加算については、特別労災付添看護について認めるものとし、その取扱いは次によるものとする。

- （１） 泊り込み看護の場合は、看護料の 47%とすること。
- （２） せき髄損傷、じん肺症及び頭部外傷の患者に対する看護の場合は、看護料の 10%増とすること。
- （３） 親族又は友人による看護については、看護料の加算は認められないこと。

別表

労災保険における看護料算定基準

(平成18年4月1日)

特別労災付添看護

(1) 看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地 域 区 分	1 人付看護	2 人付看護	3 人付看護
1 級 地 か ら 5 級 地	11,540 円	5,770 円	4,650 円
6 級 地	10,910 円	5,460 円	4,430 円
そ の 他 の 地 域	10,600 円	5,300 円	4,300 円

(2) 准看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地 域 区 分	1 人付看護	2 人付看護	3 人付看護
1 級 地 か ら 5 級 地	9,810 円	5,430 円	4,650 円
6 級 地	9,270 円	5,170 円	4,430 円
そ の 他 の 地 域	9,000 円	5,010 円	4,300 円

(3) 看護補助者による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地 域 区 分	1 人付看護	2 人付看護	3 人付看護
1 級 地 か ら 5 級 地	8,650 円	5,430 円	4,650 円
6 級 地	8,180 円	5,170 円	4,430 円
そ の 他 の 地 域	7,950 円	5,010 円	4,300 円

(注) 上記(1)、(2)及び(3)において、看護担当者が傷病労働者4人以上を看護した場合の看護担当者1日1人当たりの看護料は、3人付添看護に係る傷病労働者1日1人当たりの看護料に3を乗じた額を限度とする。

(4) 親族又は友人による看護

地 域 区 分	看 護 料
1 級 地 か ら 5 級 地	3,930 円
6 級 地	3,720 円
そ の 他 の 地 域	3,610 円